

## 中野市子どもど真ん中宣言企業認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育てしやすい職場環境づくり及び地域づくりに取り組むことを宣言した事業所等を中野市子どもど真ん中宣言企業として認定し、広く周知することについて、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象事業所等)

第2条 本事業の認定の対象となるものは、市内に本社又は営業所を有する事業所等であって、次に掲げる全ての活動に取り組むものとする。

- (1) 子育てしやすい職場環境づくり
- (2) 子育てしやすい地域環境づくり

(認定の申請)

第3条 中野市子どもど真ん中宣言企業の認定を受けようとする事業所等は、中野市子どもど真ん中宣言企業認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(認定及び認定証)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、認定の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定を行った事業所等(以下「認定事業所等」という。)に認定証を交付するものとする。

(認定証の掲示等)

第5条 認定事業所等は、認定証を事業所等の見やすい場所に掲示するものとする。

2 認定事業所等は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板又はホームページに認定事業所等である旨を表示することができる。

(有効期間)

第6条 認定証の有効期間は、認定の日から3年間又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。

2 認定証の効力が失効した事業所等は、前条に規定する掲示及び表示を行うことができない。

(認定の取消し)

第7条 市長は、認定事業所等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) 重大な法令違反行為を行ったことが明らかになったとき。
- (4) その他認定事業所等としての認定が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、取消しの理由を文書で通知するものとする。

3 前項の規定により認定を取り消された事業所等は、速やかに、認定証を市長に返納しなければならない。

(認定事業所等の公表)

第8条 市長は、認定事業所等の名称、所在等を、広報紙、市ホームページ等により公表するものとする。

(中野市子どももど真ん中宣言企業応援クーポン券)

第9条 市長は、認定事業所等に市内公共施設で使用できる中野市子どももど真ん中宣言企業応援クーポン券（以下「応援クーポン券」という。）を交付することができる。

(応援クーポン券の申請)

第10条 応援クーポン券の交付を受けようとする認定事業所等は、中野市子どももど真ん中宣言企業応援クーポン券交付申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(応援クーポン券の交付)

第11条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、申請者に通知するとともに、交付を決定した場合は、申請者に応援クーポン券を交付するものとする。

(応援クーポン券の交付枚数等)

第12条 応援クーポン券の交付枚数は、同一年度内に認定事業所等の従業員が養育する児童1人につき1枚とする。

2 応援クーポン券の使用可能サービス等は、市長が別に定めるものとする。

(応援クーポン券の有効期間)

第13条 応援クーポン券の有効期間は、交付を受けた年度の3月31日までとする。

(応援クーポン券の再交付の制限)

第14条 市長は、紛失し、又は盗難にあった応援クーポン券を再交付することができない。

(応援クーポン券の譲渡等の禁止)

第15条 応援クーポン券の交付を受けた認定事業者等は、応援クーポン券を児童を養育する従業員以外に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

中野市子どもど真ん中宣言企業認定申請書

年 月 日

中野市長

あて

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

中野市子どもど真ん中宣言企業認定制度実施要綱の規定に基づき、下記のとおり中野市子どもど真ん中宣言企業の認定を申請します。

記

1 事業所等の概要

(1) 業務の内容

(2) 従業員数 人

2 子育て支援に関する取組

(1) 現在実施している取組

(2) 今後実施する予定の取組

3 子どもど真ん中宣言の内容

様式第2号（第11条関係）

中野市子どもど真ん中宣言企業応援クーポン券交付申請書

年 月 日

中野市長

あて

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

中野市子どもど真ん中宣言企業認定制度実施要綱の規定に基づき、下記のとおり中野市子どもど真ん中宣言企業応援クーポン券の交付を申請します。

記

1 事業所等の概要

(1) 従業員数 人

(2) 児童を養育する従業員数 人

(3) 従業員が養育する児童数 人

2 応援クーポン券交付申請枚数 枚